徳島大学教職員労働組合 中央執行委員長 齊藤 隆仁

軍学共同研究への対応等に関する 第三回の学長懇談の申し入れ

日頃より徳島大学の充実発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、先日、「徳島大学の競争的資金制度等による安全保障技術研究への対応について(依頼)」が配信されました。「審査基準原案」を拝読したところ、一読して下記のような問題点があるように思われました。軍学共同研究についてはこれまでも組合と学長の懇談にて再三話題にしてきたところです。今回、教育研究評議会における基準原案の再審査に先立ちまして、組合と学長との懇談を今一度開催していただきたく、お願いするものです。

日程調整につき、なるべく早くご回答いただければ幸いです。ご多忙のところ恐縮ですが、よろ しくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 基準設定の「背景・目的」について。
 - ▶ 基準設定の背景として、「日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」において、「… その適切性を…審査する制度を設けるべきである」との声明が出された」とあります。しかし、同声明は、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度について、「外部の専門家でなく防衛装備庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」、「研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある」と明言しています。つまり、同声明の主旨は「審査制度の設置」ではなく、「大学や研究者は防衛装備庁の資金に応募すべきでない」と表明したものと言えます。
- 2) 「基準 1」について。
 - ▶ 「研究内容が戦争を目的とした研究ではないこと」とありますが、核兵器を含むすべての 兵器が「平和維持」を口実として開発されてきた歴史に鑑みると、この「基準1」は、「戦 争目的か平和目的か」という水掛け論を招くだけで、まったく基準とはなりえないと思われます。
- 3) 「基準 5」について。
 - ▶ 「研究の成果が破壊的行為に悪用される可能性があることを認識し」とありますが、研究者側にそのような認識がある場合には、事実上、「戦争を目的とした研究」となり、「基準1」に抵触するのではないかと思われます。
 - ▶ 成果を公表するための「社会に許容される適切な手段と方法」が具体的にどのような手段

と方法であるかが不明なので、審査基準とはなりえないと思われます。

- 4) 「基準6」について。
 - ▶ 「成果の公開が認められ」とありますが、公開を認めるかどうかは研究成果が達成された 後に防衛装備庁が判断することになりますから、事前の審査基準として、また学内の審査 基準として不適切です。
 - ▶ 「知的財産は所定の条件の下で本学に帰属すること」について、「所定の条件」が具体的にどのような条件かが不明ですので、審査基準とはなりえないと思われます。付言すると、その条件は防衛装備庁の意向を反映したものとなることが確実なので、学内の審査基準として不適切です。
- 5) 「基準7」について。
 - ▶ 「資金提供元による適切な進捗管理の下で」という文言は、1)で言及した「防衛装備庁の職員による進捗管理」を追認するものとなり、研究に対する国家管理や官僚支配の強化へと道を開くものと思われます。
- 6) 「基準 8」について。
 - ▶ 研究成果が「特定秘密法に指定されるものとはならないこと」とされていますが、指定するかどうかは大学や研究者個人の意向とはまったくかかわりなしに防衛装備庁が決めることですから、学内の審査基準として不適切です。

以上